

## 第 1 7 回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成23年2月8日(火) 午前10時00分～午後0時00分			
開催場所	新潟市役所本庁舎 6階 議会第1委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也	出		
	山中 知彦	出		議事録署名
	黒野 弘靖	出		
	高松 智子	出		
	安田 文子	出		
	長谷川 均		欠	
	高橋 昌子	出		
	中村 脩	出		
	佐川 清士	出		議事録署名
	石塚 保	出		
	長澤 千夏	出		
	小田 等	出		
	山本 恵子		欠	
	加藤 紘一	出		
	川崎 弘	出		
	遠藤 修司	出		
	篠田 孝	出		
	高石 将也	出		
	山森 和敏		欠	

### 佐藤住環境政策課長補佐

定刻になりましたので、ただ今から、「第17回新潟市景観審議会」を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行役を務めさせていただきます、事務局の住環境政策課課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。

なお、第11期新潟市景観審議会委員への委嘱状の交付でございますが、本来でございますら、お一人お一人にお渡しすべきところですが、時間の都合もございますので、誠に失礼かとは存じますが、皆様の机の上に委嘱状を置いてございますので、これを持ちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますと存じます。

なお、任期は平成24年、来年の8月31日までとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、会議に先立ちまして、関尚久建築部長よりご挨拶を申し上げます。

### 関建築部長

建築部長をしております、関でございます。よろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、昨年9月に委員の改選をさせていただきましたが、審議会の開催が遅れ、本日となりましたことを、まずもってお詫び申し上げます。

さて、景観法に基づき、景観条例が平成19年に全面改正されまして、早4年が経過しようとしております。

景観行政と屋外広告行政が密接に関連していく中で、これらを総合的に審議できるよう、景観審議会と屋外広告物審議会を統合し、新たな景観審議会を立ち上げさせていただいたところでございます。

景観行政と、屋外広告物行政におきましては、多くの法に基づく届け出や、事前相談、それから事前協議、周知活動など多方面にわたり、景観アドバイザーをはじめ、国、県や関係諸団体の皆様から、多大なるご指導、ご協力をいただきまして、深く感謝を申し上げているところでございます。

本日は改めまして、審議会の統合のご報告とともに、景観行政と屋外広告物行政の概要につきまして、ご報告申し上げるとともに、委員の皆様からは、今後の方向性や取り組みにつきまして、ご意見などをいただき、示唆に富んだ会議となることを祈念申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしく願い申し上げます。

### 佐藤住環境政策課長補佐

ありがとうございました。

次に、景観審議会委員のご紹介に入りたいと思います。

改選により委員の交代もございましたので、こちらで委員のお名前をご紹介させていた

だきます。

新潟大学名誉教授の大熊孝様でございます。

新潟大学工学部教授の西村伸也様でございます。

新潟県立大学国際地域学部教授の山中知彦様でございます。

新潟大学工学部准教授の黒野弘靖様でございます。

日本ユニバーサルカラープランナー協会の高松智子様でございます。

NPO法人まちづくり学校の安田文子様でございます。

新潟市消費者協会副会長の高橋昌子様でございます。

写真家の中村脩様でございます。

続きまして、公募委員の佐川清士様でございます。

同じく公募委員の石塚保様でございます。

同じく公募委員の長澤千夏様でございます。

社団法人新潟市建設業協会副会長の小田等様でございます。

新潟県広告美術業協同組合理事長の加藤紘一様でございます。

社団法人新潟市造園建設業協会理事長の川崎弘様でございます。

社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の遠藤修司様でございます。

新潟市ホテル旅館業連絡協議会会長の篠田孝様でございます。

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の高石将也様でございます。

なお、弁護士の長谷川均様、社団法人新潟県建築士会新潟支部の山本恵子様、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の山森和敏様におかれましては、本日、ご欠席であることをご報告いたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

#### **近松住環境政策課長**

お世話になります、私、住環境政策課長の近松と申します。よろしくお願いいたします。

#### **事務局：石渡**

おはようございます。景観係係長をしております石渡と申します。よろしくお願いいたします。

#### **事務局：高橋**

同じく景観係の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

#### **事務局：瀧山**

同じく景観係の瀧山です。よろしくお願いいたします。

#### **事務局：渡邊**

景観係の渡邊です。よろしくお願いいたします。

#### **佐藤住環境政策課長補佐**

次に、会議に入ります前に、机の上にお置きしました本日配付資料のご確認をさせていただきます。

まず、次第がございます。その下に本日の座席表、それから第11期新潟市景観審議会委員名簿。最後ですが、新潟市景観審議会と新潟市屋外広告物審議会の統合の報告。以上4点でございます。よろしいでしょうか。何か不足の資料等ございますでしょうか。

また、事前にお送りいたしました資料につきましても、お持ちいただきましたでしょうか。よろしいでしょうか。

では次に、会議の進め方等について、ご説明させていただきます。

本会議は、議事録作成のため録音しておりますので、必ずマイクをご使用の上、ご発言前にお名前をお願いいたします。

なお、マイクの使用方法ですが、ご使用になる前にマイクをご自分の方へ向けていただきまして、トークというボタンがございます。ボタンを押してください。マイクが入りますと、マイク部分の赤いランプが点灯いたしますので、点灯をご確認の上、ご発言をお願いいたします。

なお、ご発言が終わりましたら、すみませんけれども、再度ボタンを押していただきまして、赤いランプが消えたことをご確認いただきたいと思います。

なお、本会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページなどに掲載いたします。あらかじめ、ご了承ください。

それでは、議事に入ります。

本日は、第11期景観審議会として、初めての会議でありますので、会長選出まで、このまま事務局で議事の進行をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 委員

異議なし。

## 佐藤住環境政策課長補佐

それでは、このまま進めさせていただきます。

本日の審議会は、委員20名のうち、17名の方がご出席でございます。新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定によりまして、委員定数の半分以上のご出席でございますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは最初に、(1)の審議会会長選出に移りたいと思います。

新潟市景観審議会規則第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によって決めることになっております。会長の選出はいかがいたしましょうか。

## 高松委員

僭越ですが、引き続きまして、大熊委員に会長ご就任をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

## 佐藤住環境政策課長補佐

ただ今、高松委員から大熊委員を会長に推薦するのご意見がございました。皆様、い

かがでしょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 佐藤住環境政策課長補佐

「異議なし」とのことですので、大熊委員に会長をお願いしたいと思います。  
それでは、恐れ入ります。大熊委員には会長席にお移りいただき、ひと言、ご挨拶をお願いいたします。

#### 大熊会長

ただ今、第11期の景観審議会の会長にご指命いただきました大熊です。景観審議会に関係して、確か平成4、5年からずっと関係してきておまして、そういうことも含めて一番古い方になるのかなと思います。そういうことで、会長ということを私にご使命いただいたと思っております。

ただ、もう今年で69歳になりますし、あと2年すれば70歳を超えますので、この期で是非終わりにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。あと2年間だけは務めさせていただきたいと考えております。

それでは、座って議事進行をさせていただきたいと思っております。

#### 佐藤住環境政策課長補佐

ありがとうございました。

ではここで、会長と事務局で議事進行につきまして、打ち合わせをするため、少々時間をいただきます。

それでは会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

#### 大熊会長

最初に、今日は傍聴者は全然いないのですね。新聞記者もいないですね、マスコミ関係も。はい、分かりました。ちょっとさみしい感じがしますがけれども、いればいろいろ注意事項があるので、傍聴者がいないということで、先へ進めさせていただきます。

まず最初、私が何かあった時に、すぐに代役を務めていただきます、会長職務代行者というのがございまして、これは前回もお願いしておりましたけれども、西村伸也先生をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 大熊会長

よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録の署名人といいますか、確認をしていただく方ということで、山中

先生お願いしたいと思います。もう1名、公募委員からの佐川さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、山中先生、佐川さん、よろしくをお願いいたします。

それでは、その後は議事にしたがっていきたいと思いますけれども、議事の1番は今終わったということで、続きまして、2番の新潟市景観審議会および新潟市屋外広告物審議会の統合の報告ということで、事務局からまずご説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、事務局より景観審議会と屋外広告物審議会の統合についてご報告させていただきます。

また、両審議会の統合の報告後、引き続き景観行政と屋外広告物行政の取り組みについてもご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

お手元に資料として、スライドのコピーをお配りさせていただいておりますが、スライドをご覧くださいながら見ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、両審議会の統合の経過についてご説明させていただきます。

新潟市景観審議会は平成4年から、また新潟市屋外広告物審議会は平成8年から設置され、景観は誘導を目的としており、屋外広告物は規制を目的としていることから、独立した審議会を設置しておりました。

その後、平成16年に景観法が制定され、景観法に基づく景観条例に移行したことで、景観についても規制する手法が追加されたこと、また、景観計画においても、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められたことから、屋外広告物における規制基準は景観計画を踏まえたものにする必要があり、一方の審議会において審議した内容を他方の審議会において報告する必要が生じるなど、より密接な関連性を持つこととなったことから、統合により、総合的に調査、審議できる体制としたものでございます。

次に、統合後の新潟市景観審議会の位置付けと、所掌事務についてご説明させていただきます。

本審議会は、市の執行機関の附属機関として、新潟市附属機関設置条例第2条により設置されているものでございます。

また、本審議会の所掌事務といたしましては、市長の諮問に応じ、新潟市景観条例ならびに新潟市屋外広告物条例の規定に基づく景観の形成と、屋外広告物の規制等に関して必要な事項を調査、審議すること。

また、諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議することと定められております。

具体的には、新潟市景観条例に基づいたものとしたしましては、景観計画の制定と変更、景観重要建造物および景観重要樹木の指定と不指定についてでございます。

また、新潟市屋外広告物条例に関するものとしたしましては、屋外広告物の許可に関する基準など、各種基準の設定と変更、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域である、広告物活用地区の指定、一定の区域の景観を整備するための広告物等に関する協定の認定についてでございます。

これらを行おうとする際、市長が審議会にご意見をお伺いし、委員の皆様にご議論いた

だくこととなっております。

以上、新潟市景観審議会の統合のご報告をさせていただきました。

引き続きまして、景観行政と屋外広告物行政の取り組みについて、ご説明させていただきます。

はじめに、景観行政の概要についてご説明させていただきます。

景観に関連する法令や条例といたしましては、まず平成4年に新潟市都市景観条例を制定いたしております。その後、平成16年に景観法が公布施行され、それを受け、平成19年に新潟市景観計画を策定、また、新潟市都市景観条例を全面改正する形で、新潟市景観条例を制定しております。

それでは次に、景観計画についてご説明させていただきます。

まず、景観計画の対象となる景観計画区域は、新潟市全域となっております。

新潟市は多くの河川や湖といった水辺の空間、山や丘陵など緑の空間、そして広大な平野があり、水辺と田園に恵まれた都市となっております。

また、港町として国内外と交流し発展してきた歴史、地域で育んだ固有の文化や産業など、多くの財産がございます。

そして、温かな人情がふれ合えるまちをつくりあげ、四季折々の表情をたたえるまちでもあります。

このような、「水辺と田園が光る美しいまちにいがた」の素晴らしさを市民一人一人が認識し、大切にしていくことが優れた景観の形成につながってまいります。

また、持続するまちとして、賑わいを感じさせるまちづくりも重要であり、まちの雰囲気や風情を醸し出す演出も景観を構成する要素として大切となっております。

さらに、景観は市民共通の資産であり、新潟らしい景観を実現するためには、市民が主体的に取り組むことが必要と考えております。

これらのことから、この4つを景観づくりの基本理念としております。

そして、「水辺と田園が光る美しいまちにいがた」の実現のために、4つの基本目標を掲げております。

1つ目は、新潟の景観の特徴は、水や田園に代表される自然であり、潤いと安らぎをもたらす水や緑などを大切にし、生態系に配慮するとともに、自然を活かした景観づくりだしていくということ。

そして2つ目は、港町として、また舟運よる町々の深いつながりの面影を残す歴史的、文化的環境、祭り、市場などの人情味あふれる情景、新潟らしい風景を現しており、これらを大切にし、次代に伝えていくということ。

そして3つ目は、市民が愛着と誇りを持ち、訪れた人々にも深い印象を与える個性豊かなまち並み、活気によって生活に快いリズムを与えられ、また楽しさも演出されるまち並みなど、新潟らしい魅力ある景観の形成を目指すということ。

そして最後の4つ目は、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化と人情味あふれ、活力ある新潟を守り、育てていくために市民が積極的に主体となり、互いに協力して、ふれあいと安らぎを感じさせるまちづくりを目指すということから、この4つを基本目標に定めております。

また、この景観計画を実現するために、3つの基本姿勢を掲げております。

1つ目は、先人たちが作り上げてきた優れた景観を守り、かつ育て、更には新たな優れた景観をつくり、それらを次の世代に伝えるという視点で取り組むということ。

そして2つ目は、景観形成を進めるに当たっては、景観を市民共有の財産と捉え、市民、事業者、市がそれぞれの責務を正しく認識するとともに、その役割を果たし、一体となって取り組むということ。

そして3つ目は、優れた景観は広範な人々の絶え間ない努力と創意の積み重ねの上に、長い年月を費やしてつくり出されるものであることから、長期的で総合的な姿勢で取り組むということ。

また、地域の特性を活かし、特に良好な景観形成を進める区域の拡大に向けて、持続的に取り組むということです。

このように、新潟市景観計画において、良好な景観の形成に関する方針が定められています。

次に、この新潟市景観計画に基づく取り組みをご説明させていただきます。

大きくは2つに分けられています。1つは、市民参加の推進でございます。この取り組みとしては、景観形成推進組織の認定と助成、まちなみ整備なじらね協定促進事業、新潟市景観ネットワークと開港5都市景観まちづくり会議、景観まちづくり教育の4つがございます。

もう1つは、良好な景観の形成に関するものでございます。この取組みといたしましては、景観計画区域内の行為の届け出、特別区域の指定、景観アドバイザー制度、信濃川沿岸におけるきめ細やかなルールづくり、景観重要建造物および樹木の指定の5つがございます。

この後、それぞれの取り組みの概要についてご説明させていただきます。

まず、景観形成への市民参加の推進を目的とした活動の支援の一つの、景観形成推進組織の認定と助成についてでございます。

これは、新潟市景観条例第24条に基づきまして、一定の地区における景観の形成を目的とする組織を、景観形成推進組織として認定し、勉強会などに市職員を派遣するなどの技術的支援と、勉強会の開催費、講師謝礼、パンフレット印刷費といった組織の活動費用に対して助成金を交付する財政的支援を行うものです。平成7年以降、これまで5つの組織を認定し、支援を実施してまいりました。

次に、まちなみ整備なじらね協定促進事業についてご説明させていただきます。

これは、平成20年度に創設されたもので、地域の歴史伝統文化、風情等が感じられるまち並みが残っている地域や、駅周辺や商店街といった日常的に人通りや賑わいが見込める地域において、住宅等の所有者等が相互に協定を締結し、魅力的な景観形成につながる改修について、基本計画図の作成費用や、改修費用の一部を助成するものです。平成20年度以降、2つの地区を認定し、助成を実施いたしております。

このように、現在、景観形成に向けた地元組織の初動期を支援する制度と、改修工事を支援する制度により、地域が主体的に景観形成に取り組む活動が継続、発展することを支援いたしております。

その他、市民参加の取り組みの3つ目としまして、景観づくりに関わる市民団体相互の情報共有、情報発信を目的に、新潟市都市景観形成市民団体連絡協議会、通称、新潟市景



観ネットワークの活動を支援いたしております。

毎年、景観講座の開催や、会報誌の発行を行う他、5年に1度、開港5都市景観まちづくり会議を新潟市で開催しております。

この開港5都市景観まちづくり会議とは、幕末から明治にかけての開港5都市の市民が、景観、歴史、文化、環境などを大切に守り、愛着を持って育て、個性豊かで魅力あるまちづくりを行うために、相互の交流をとおして課題を協議し、開港5都市のまちづくりの推進に資することを目的に、5都市の持ち回りで毎年開催しているものでございます。

これまで、平成7年度、13年度、19年度に新潟市で大会を開催し、平成24年度に4巡目の新潟大会の予定となっております。

市民参加の取り組みの最後の、景観まちづくり教育については、誇りと愛着を持つことのできる美しいまちをつくり、育て、次の世代へと伝えていくために、将来の地域の担い手である子どもたちが、子どもの頃から身近な景観やまちづくりに対する関心を持ち、意識を高めてもらうことを目的に実施しているものでございます。

現在、国土交通省の支援策を市内の小・中学校に紹介する他、市内の小・中学校における取り組み事例の取材と紹介を行っており、来月には景観アドバイザーによる小学校での授業を予定しております。

次に、景観計画に基づく取り組みのもう一つの、良好な景観の形成に向けた取り組みについてご説明させていただきます。

まず、景観計画区域内の行為の制限についてご説明させていただきます。

これは、景観形成上、影響が大きい一定規模以上の建築行為などについて、工事の着手前に届出を義務付け、届出内容を審査し、必要に応じて計画者に対して、指導、助言を行うことにより、より良い景観形成につなげるというものでございます。

平成5年から、旧条例による届出制度を開始し、平成19年4月1日からは、景観法に基づく届出に移行し、運用しております。

届出の対象となる景観計画区域は、市内全域としております。

そのうち、特別な基準を設ける区域を、特別区域としております。

現在、特別区域を2箇所定めており、ご覧いただいております図のうち、赤い部分が特別区域となっております。

1つは中心にございます、平成10年3月に旧条例に基づきまして指定しました、二葉町1丁目1区地区都市景観形成地区を現在の二葉町1丁目1区地区特別区域に移行しました。

また、もう1つは信濃川沿岸の両側100メートルの範囲を特別区域として指定しております。

特別区域の二葉町1丁目1区地区は、日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地となっております。この地区では、平成7年に景観に関するルールづくりを目指した地元住民による組織が立ち上がり、講師を招いて勉強会の開催や先進地視察、緑化のイベントなどが行われました。

一方、市では地元組織を景観形成推進組織に認定し、勉強会などへの職員派遣、具体的なルールづくりの支援、緑化計画の勉強会への景観アドバイザー派遣を実施いたしました。また、これらの活動にかかる経費の一部も助成いたしました。

約2年半を経て、地元主体での景観づくりの方針や、具体的な規制、誘導を行う行為や

その規制、誘導基準などのルールの検討が進み、市では地元が検討したルールを元に、当時の都市景観条例に基づく都市景観形成地区の指定などを行い、景観づくりのルールの運用を開始いたしました。

平成 19 年の条例改正により、都市景観形成地区をそのまま特別区域に移行し、現在に至っております。

この地区では、高さ 7 メートルを超えるか、工事対象部分の床面積が 70 平方メートルを超える建築物の新築、増築や道路に面する門、塀などの新設といった、住宅の新築や改修に関する行為を届出の対象として、閑静な住宅地の景観を継承していこうとしております。

同じ趣旨で、行為の制限についても外観の維持、管理、門灯の設置、花壇の設置に努めるように定めております。

次に、もう一つの特別地区の信濃川本川大橋下流沿岸地区ですが、信濃川沿岸においては、共同住宅等の中・高層建築物が建築されており、平成 14 年頃まで、多くの建物が高さ 50 メートル以下で計画され、建築されておりました。平成 15 年頃から、周辺の建物から突出する高さ 50 メートルを超える計画がなされるようになりました。

これらの計画に対して、新潟市では、周辺の建物と同程度の高さに抑えてほしいと協議を行いましたが、あらかじめ高さに関する数値基準が明示されておらず、設計が進んでいた中では、高さを変更することは難しいという理由で、事業者との協議は不成立となりました。

そこで、平成 18 年 7 月に、信濃川沿岸における高さに関する具体的な数値基準を盛り込んだ、大規模な建築行為等の具体的な指針、新潟市景観ガイドラインの公表を行い、平成 19 年の新潟市景観計画および新潟市景観条例に引き継ぎ、現在に至っております。

届出の対象となる建築行為は、一般区域と同じ基準となっておりますけれども、行為の制限としましては、建築物のスカイラインの連続性を保つため、高さは 50 メートル以下とすることを義務付ける他、川に対する工夫に努めることを求めています。

この届出制度の他、景観に関する審査に関して、景観アドバイザー制度を設けております。

これは、景観計画区域内の行為の届け出や、屋外広告物の景観事前協議、風致地区内行為の審査において、建築物や工作物、広告物等の意匠や色彩および緑化等について、周辺環境との調和の視点から、専門家によるアドバイスを行うもので、このアドバイスを元に、計画者に対して指導や助言を行っております。

この景観アドバイザー制度は、平成 5 年から実施しており、現在は年間約 160 件程度の届出や協議について、アドバイスをいただいております。

次に、地区ごとの景観形成の取り組みの一つとしまして、信濃川沿岸におけるきめ細やかなルールづくりについてご説明させていただきます。

これは、本市のシンボルである万代橋がかかり、中心部でありながら、開放的な空間が広がる信濃川沿岸地区において、高層マンションの建設が多くなり、景観計画における高さ規制だけでは良好な景観形成の推進が難しいことから、市民、事業者とともに、きめ細やかなルールづくりの検討を行うものです。平成 19 年度より取り組みを開始し、これまで関係する方々とともに検討を行ってまいりました。

現在、万代橋周辺地域におけるエリアマネジメント組織の設立に向け、関係者と協議を

行っている段階です。

引き続き、エリアマネジメントの一環として景観形成についてのルールづくりの検討を行いたいと考えております。

最後に、景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度についてご説明させていただきます。

これは、地域の景観形成において重要で、地域のシンボルとなっている建築物や土木構造物などの建造物と、樹木の外観を保全するということで、地域の良好な景観を維持し、または景観形成を推進する制度でございます。市長が指定を行おうとする際には、景観審議会の意見を聞く必要がございます。

また、外観変更に制限が発生することから、建造物や樹木の所有者の意見を聞く必要もございます。

1月1日現在、全国で149件の建造物と225件の樹木の指定が行われておりますが、新潟市では建造物、樹木とも指定の実績はございません。今後、指定を検討してまいります。

指定に当たっては、市が所有、管理する建造物や樹木から選考して指定を実施したいと考えております。

その際には、景観審議会の皆様のご意見を伺うのは勿論ですが、指定候補についても、是非ご提案いただければと思っております。

続きまして、屋外広告物行政の概要についてご説明させていただきます。

はじめに、関連する法令や条例といたしましては、昭和24年施行の屋外広告物法がございます。それ以降、新潟県内では新潟県屋外広告物条例により、規制等が実施されてきました。

平成8年4月の新潟市の中核市移行に伴い、市内の屋外広告物に関する事務権限が県から市に移行し、それに合わせ、平成7年12月に新潟市屋外広告物条例が制定されております。

次に、屋外広告物法ならびに新潟市屋外広告物条例で規制の対象となる屋外広告物とは、どんなものかと申しますと、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもので、看板や貼り紙、広告塔などに掲出され、または表示されたものを言います。その内容が、営利目的なのかどうかは適用の条件ではなく、また自己の所有地内に表示するものも該当いたします。

そのため、屋外に設置している商業広告の他、施設の案内板や企業のマークなども屋外広告物となります。

また、屋外広告物条例では、屋外広告物の表示や設置ができないものが定められております。橋やトンネル、擁壁といった構造物、街路樹や保存樹、信号機や道路標識といったものは禁止物件となっており、屋外広告物を表示することはできないこととなっております。

また、著しく老朽化したもの、破損したもの、倒壊の恐れがあるものなど、市民の安全上問題がある広告物は禁止広告物と言い、設置することはできないこととなっております。

更に、風致地区や国の重要文化財の地域、遺跡、高速道路や新幹線の近く、国定公園内など、屋外広告物を表示することができない禁止地域も定められております。

一方、禁止地域以外の新潟市全域は、屋外広告物を表示できる許可地域となっております。

許可地域においては、屋外広告物を表示する前に原則、市長の許可を得る必要があり、その許可申請については、屋外広告物を設置する区役所の建設課で手続きを行っております。

また、屋外広告物は広告物の種類ごとに定めた大きさや、設置方法といった規格を守る必要がございます。

例えば、建築物の屋上に設置する屋上広告の場合につきましては、一つの建物につき、総面積は 300 平方メートル以内、一つの面で 100 平方メートル以内。高さは地上から 48 メートル以内といった規格が定められております。

このように、屋外広告は原則として、設置には許可が必要でございますが、社会生活上必要なもので、規則に定めた基準に適合したものは、一部に規制の適応がなされないものがございます。

例えば、公職選挙法による選挙運動用ポスターや、講演会や展覧会などのためにその内容を会場の敷地内に設置するものなので、禁止地域、許可地域のいずれの地域および禁止物件に対しても許可不要で掲出することが可能となっております。

その他、自分の店がある場所に、その営業内容等を表示する自家用の広告物については、許可地域の場合、5 戸以内、かつ合計面積 10 平方メートル以内までは許可不要で表示することが可能となっております。

また、屋外広告物法や屋外広告物条例では、屋外広告業についても定めてございます。

屋外広告業とは、屋外広告物の設置を行う営業を言います。市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市へ登録する必要があります。これは、規制を理解した技術者が在籍する事業者が設置するということで、適法かつ安全に屋外広告物が設置されるようにするものがございます。

最後に市では、屋外広告物の適正化を推進するため、2つの取り組みを行っております。

1つは、屋外広告物の現況調査と是正業務でございます。これは、屋外広告物が多い路線を中心に、違反状況を把握するための現況調査を実施し、違反状況の広告物の広告主などに対して、是正を実施するものがございます。これにより、規格基準に合わせた改修や、広告物の撤去を進め、違反状況の改善を図っております。

2つ目は、違反簡易広告物の除却業務でございます。これは、電柱や電話ボックスなど、屋外広告物を表示できない禁止物件に掲出された貼り紙、貼り札、広告旗などを除却するもので、万代、古町地区や、主要な駅の周辺を中心に実施しております。

屋外広告物行政の概要については、以上でございます。

最後に、今後の取り組みについてご説明いたします。今後の景観行政の取り組みについては、地域固有の歴史や文化を大切にされた地域の特色と魅力を活かした景観形成が必要であると考えております。

そのためには、地域の住民や事業者が主体となった取り組みと、その取り組みの継続が不可欠です。

また、活動結果として地域の合意を元にした景観計画の特別区域の指定や景観協定の締結、地区計画や緑地協定など、関連制度の活用に至ることを期待しております。

その実現に向け、地域活動を支援するための各種の制度を更に周知するとともに、地域により異なる状況に即した支援を的確に実施していかなければならないと考えております。

屋外広告物行政の今後の取り組みについては、引き続き現況調査を基にした広告物の適正化を進め、違反状況の改善を図ることが必要と考えております。

合わせて、広告業者だけでなく、広告主にも屋外広告物の許可制度をより良く理解してもらうことで、違反広告物が生まれることを抑えたいと考えております。そのためには許可制度や、規格基準をより分かりやすく周知するために、様々な工夫を重ねる必要があると考えております。

長くなりましたが、事務局からの報告は以上でございます。

#### **大熊会長**

大変、長いご説明を簡潔にご説明いただき、ご苦労様でした。

それでは、ただ今の説明に関しまして、ご意見あるいはご質問お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

あんまりたくさん、膨大だったので、ちょっとすぐには言いにくいかもしれませんが、どんなことでも構いませんので。

先ほど、いろいろご説明ありましたけれども、景観計画特別区域というのは、今2箇所といますか、あるわけですが、今後どこか候補があるのでしょうか。それとも当分無いような感じなのでしょうか。

#### **近松住環境政策課長**

今、特別区域の指定は、特に動きはございません。特に景観特別区域の指定については、やはり地域の住民の方々、そういう方々の盛り上がりといいますか、自分たちが目指す景観というものが非常に重要になってまいりますので、そういう意味では、景観形成の推進組織の皆さん、地域ごとに今5団体ですけれどもございますので、そういう方々の活動をうまく支援していく中で、そういう地域が出てくるのかなと思っています。

ですので、今2つの地域以外には特にすぐに特別区域というのは、まだございません。

#### **大熊会長**

分かりました。

ついでですけれども、景観形成推進組織というのが、昨年本町か何かで決まりましたね。一昨年在小須戸か何かで、このところ続けて2つ新たに決められたわけですが、これも今後増えていく様子があるのかどうか、その辺ちょっと。

#### **近松住環境政策課長**

推進組織につきましては、本当に21年、22年度一つずつ増えてきたわけですが、今その他にも、岩室で、あそこはちょうど道路のバイパス計画もございまして、岩室温泉の中の道路を中心に武蔵野美術大学の学生さんたちも入っていただいて、いろいろな今、活動を行っております。

そこにも、私どもの職員が出向いて、いろいろ助言までいきませんが、お仲間に入れていただいている所がございますし、巻の方では、私たちがあまり強く関与はしていませんけれども、地域の方々が、特に地域の市の職員でも土田というのが中心になって入って、今動きをまち並みの景観というようなところで、今、鯛車商店街とか、そういう

地域の伝統的な物産なんかも一つ視点に置いて活動されている方もいらっしゃいますので、そういう所が少しずつ伸びていけば、また推進組織の方に移っていただけるのかなという感触は持っております。

#### 大熊会長

そうですか。今のようなご説明がちょっとありましたけれども、委員の皆さんから何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。山中先生、どうぞ。

#### 山中委員

県立大学の山中です。今のご紹介いただいた推進組織が新しくいくつかできているとか、それに関連してなのですけれども、スライドの一番最後から2番目の今後の景観行政の取り組みの中に、地域ごとの歴史、文化云々といったこととか、いわゆる特別な全市的に、例えば信濃川沿岸とかというのではなくて、もうちょっと身近な地域ごとのこういった景観づくりを、先ほどの推進地区の推進組織の話も絡めたのですけれども、組み上げていくような具体的な施策といったものは用意されているのでしょうか。

私まだ、新潟に来て2年目なので、あまり熟知していないので、教えていただきたいと思っております。

#### 近松住環境政策課長

基本的には、景観というのは、市民一人一人の胸の中にある何かそういうものだと思っておりますので、地域地域でということ、まず進んでいくのがいいのかなということなのですけれども、ただ、どういう景観が皆さんいいのでしょうかねというようなところも、いろいろ知ってみたい。あるいは、皆さんにお知らせしたいということで、景観賞みたいなものを、過去3回やっております。

そういうところで、写真とか文章などを集めて、私が良いと思う景観はこれですよというものを、いろいろ選んでいただいて、それでそうだねというものには、賞を差し上げていた経過がございます。

そういう形で、皆さんの気持ちを集めて、それからまた皆さんにもお知らせをしていくという作業をやってまいりました。

それはしばらく今、止まっているのですけれども、実は来年度、私もやりたいと思って予算を要求した経過がございまして、落とされましたが、いろいろ予算も厳しい中もあるのですけれども、そういった視点を持ちながら、これからもやっていきたいと考えています。

#### 大熊会長

分かりました。

ちなみに、先ほど話が挙がった岩室とか巻の動きというのは、どういう形でそこまで、例えば職員を派遣するとかということまで至ったか、その辺りの経緯をちょっとご紹介いただければと思います。

### 近松住環境政策課長

それでは、巻の方については、私ども強く関与はしておりませんので、こういうまちなみ整備についての助成の制度があるよというような所は、随時流させていただいておりますけれども、岩室の方については、職員もちょっと参加しておりますので、その参加している職員から直接話をさせてみたいと思います。

### 事務局

岩室のきっかけは、元々岩室地区で武蔵野美術大学との先行的な活動があった中で、地元のまちづくりについても考えていこうではないかという話が展開していったというところでございます。

その際に、景観についてもいろいろ話を聞いてみたいというお声掛けをいただきまして、そこから私ども参加するようになってまいりました。

周知というよりは、地元の方からお声掛けいただいたというのが、岩室の私どもとの関連のスタートでございます。以上です。

### 大熊会長

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

### 遠藤委員

商工会議所連合会の遠藤ですけれども、先ほどの説明の中で、景観重要建造物、樹木の指定、実績が無いというお話だったのですけれども、これはそういうものが指定をしたいのだけれども、協議が整わないとか、そういった観点なのでしょうか。

### 近松住環境政策課長

今まで、重要建造物についても、あまり指定に向けてという積極的な動きはしてこなかったというのが現状です。特に、重要建造物の指定の中には、市で指定している文化財、県で指定している文化財、国が指定する文化財、そういうものについては、指定の範囲外だよということになってございます。

だから、万代橋ということでも、建造物に当たるわけですけれども、ただ、あれは国の重要文化財という流れの中で指定はできないということ、その他の部分ということで考えていかなければいけないということがあるというのが一つと、それから重要なものというのは、やはり皆さんいろいろ持つ感情が異なってくるだろうということもありまして、どういう形でそれを選定していこうかという流れも、ちょっと工夫が必要なのかなと私ども考えておまして、これについても、来年度本当はちょっと動き出したいなということ考えております。

先ほど、今後の事業の中にも、そういう説明があったと思いますけれども、そういう形で動き出す中で、また委員の皆さんからいろいろご意見を伺う機会が生じてくるのかなと考えております。

### 遠藤委員

すみません、国、県、市の文化財は指定できないということになっているということですか。

#### 近松住環境政策課長

文化財保護法の形の中で、もう指定をされていると、一定の形でその建物、あるいは建造物、工作物とか、そういうものが保存されるという前提もございます。

この重要建造物についても、まず考えられるのが、それを適切に保存していこうということとして、それを所有している方々にも一定の届出義務とか、そういうのが発生をします。文化財指定がされていれば、それなりの保護はされているということです。

#### 大熊会長

今、登録有形文化財というのめかなり増えてきておりますよね、国が登録するものですがけれども、そういう一方で、文化庁のやるものと景観法における重要建造物というのは、どうもちょっとバッティングするような感じをずっと受けていたのですけれども、これが決まる時に、その辺の議論というのは無かったのですかね。

#### 事務局

登録有形文化財の方は、主に戦前までの歴史の継承、技術の継承を意識して、建物の内外について検討の結果登録すると聞いています。一方で景観の制度上はもちろん外観のみで、歴史の問題は外して、新しくてもシンボルであれば指定できるかたちになっているので、同じ保護とはいえ、保護の方向が違うということで、一応制度上は棲み分けていますという話は聞いています。ただし、登録有形文化財については、この景観法上の重要建造物とダブルの指定は可能です。

#### 大熊会長

登録有形文化財は一応 50 年経ってれば登録できるという形ですけれども、だいぶ新潟市内もそうとう増えてきていますよね。そういうものが今、ウェブか何かで簡単にチェックできるようになっているのですかね。ちょっと私はそこまで確認していないのですけれども。

#### 事務局

はい。新潟市の歴史文化課のホームページで、市内の文化財、国、県、市の指定と登録のものが全て公開されております。

#### 大熊会長

そうですか、わかりました。今後ここを重要建造物にしたいなと思うようなものがあつたら、ちょっとその辺でチェックしていただいて、かなりの数が今登録されるようになってきていますので。今お話があつた建造物ですけれども、樹木の方はどうなのですか。保存樹というのは、かなりこれも増えているように思うのですけれども。



## 事務局

保存樹の制度が既に先行しておりますので、かなりの数の保存樹の指定がございます。ダブルで指定することはできないわけではないのですが、所有者が市であれば問題ないのですが、ダブルで指定することのメリット、デメリットを所有者さんに理解いただきながら、景観法上の指定が必要であれば、ぜひ指定を進めていきたいと考えております。

## 大熊会長

目の前の松なんていうのは、どういう扱いになっているのですか。市役所の。

## 事務局

ここは風致地区内でございますので、勝手に伐採することは風致地区として規制がかかっています。

## 大熊会長

この樹木に重要樹木に指定するとか、そういったことはできないのですか。とりあえずこれをして、こういうのが制度がありますよというのを皆さんに知らせるのも、一つの手かなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

## 事務局

やはりこの松のように、市が保存目的で所有、管理しているものから先行して指定することで周知しながら指定を進めるべきだと我々も考えております。

## 大熊会長

保存樹の中でも本当に素晴らしい木がいくつかありますので、こっちの景観の方からも大事だよというので、単純な保存樹だけでなく、そういうことを皆さんに知っていただくというのもいいのかなと思うので、是非その辺進めていただければ、ゼロだというのはちょっとさみしいですね。

その他、いかがでしょうか。

## 篠田委員

ホテル旅館連絡協議会の篠田と申します。私ずっと屋外広告物の方の審議会に所属していたもので、改めてお伺いしたいのですが、先ほど現況調査をまたやられているということなのですが、これは新設のものという理解でよろしいのでしょうか。もう十数年、十余年経過をしている中で、まだ新たなものではなくて、当時からまだ調査が終わっていないという、さうとう不平等感が出てくる。その時からもう課金されているものもあれば、今だに逃れているものもあるということだと、さうとう不平等感が出てくるのかなと思うのですが、これは合併市町村とか新たな広告物の現況調査をなさっているという理解でよろしいのでしょうか。

## 近松住環境政策課長

屋外広告物についての現況調査ですけれども、かなりずっとやってございまして、合併した町村、合併前は県の管理になっておりますけれども、私どもの合併したところについても、今順次進めております。ほぼワンクール終わっているということですが、屋外広告物については、皆さんの方でも、そんなものに許可の申請があるのかというような、まだまだ周知が足りない部分もございまして、こういう調査については、連綿とずっと続けていかなければいけないものだろうと。一回ひと回り終わったから駄目だろうということではなくて、既存のものも含めて、すべて調査をかけるというのが。

ただ、1年間で全域をやることはできませんので、今順番を決めて、区域区域で進めているところです。

#### 篠田委員

あと、今もお話出たように、合併市町村、私、県の旅館組合なんかの集まりに行くと、新潟市は厳しいという話をよく聞かされるのですけれども、県の条例と市の条例はほぼイコールということで、それは今までの指導等が、県の方が緩かったという理解でよろしいのでしょうか。

#### 近松住環境政策課長

これは、私の方からしゃべっていいのか悪いのかちょっとあれなのですが、ほぼ同じものだと考えてもらってよろしいです。

ただ、県の方はどういう動きをされているか分かりませんが、私どもは条例に基づいて、法律に基づいてきちんとやらせていただいているということでございます。

#### 大熊会長

加藤さん、どうぞ。

#### 加藤委員

若干違います。県と市は若干違います。違うのですが、ちょっと厳しい所がやっぱり市の方にはありますが、もう一応組合としては決められた条例ですので、それを厳守するというはしておりますので、今の現状でしょうがないなとは思っています。

それと、ちょっと話が違うのですが、今まで県と市と組合で、屋外広告物コンクールというのを十何年間やってまいりました。

それは、屋外広告物法の徹底と、それから周知徹底することと、皆さんに啓発していくというような意味でやっておりましたが、5年前くらいから県も市も予算が取れないということでやめてきています。

今、先ほど市の方で景観についての写真を撮って募集しているというようなことはありましたようですが、そういうことも、この屋外広告物コンクールの時にはやっています。

ですから、またこれも県と市と三者で話し合っ、復活できればなと思いましたので、一言付け加えます。

#### 大熊会長

また復活していただければと、予算要求をうまくやっていただいで、是非獲得していただければと思います。

その他、いかがでしょうか。佐川さん、どうぞ。

#### 佐川委員

景観計画区域ですけれども、地元の意向が非常に重視されるのは当然のことなのですが、もう少し行政の方で、この地域を景観地域にするのだという、そういうことで、例えばオギノ通りとか、そういう所が整備されてきているのですけれども、そういう形で、この地域をやるのだという、行政の意思で景観を捉える地域を指定するということではできないのでしょうか。そういう、ちょっと初めてなものですから、あれなのですけれども、例えば電線の地中化とか、そういうのがいろいろな所でやっている所はあると思うのですけれども、そういうふうにして、この地域をこういうふうにする関係もあるのでしょうか、指定するということはどうでしょうか。

#### 近松住環境政策課長

行政からの、そういう形のアプローチも可能性としては可能だろうとは思いますが、やはりお配りしてある景観計画をよく読まれてみると分かるのですけれども、細かい規制とか、そういうのはほとんど一般区域、それから万代橋の下流地域においても「努めること」というような表現とか、そういう表現をさせていただきます。

高さだけは50メートルというのはきっちり書いてございますけれども、要するに景観に関しては、できればですけれども、これは行政側が単純に押しつけるというような形のものがあるといけないのではないかとというのが基本でございます。

行政がスタンダードをガチッと区切って、それを押しつけていくのではなくて、景観計画で示されているような、こういうものを目指しましょうということを一人一人の市民が胸に抱いていただいで、ではこの区域についてはこういう方向性を目指すのだという形のもの、何か地域の方々に作っていただいで、そこを目指して進めるということの方が、私としてはいい方向性だろうということで考えております。

なので、行政がこういう所はこういう形のもがいいよねということで、その地域の人々に語りかけて誘導していくということも、必要性はある意味では認めますけれども、そういうことよりも、もっと大事なのは、その地域の人たちが自らの力で考えて、みんなで協力し合うというのを作り上げていくという時に、我々が関与していけるような形になった方がいいのかなと思います。ちょっと回答になっているか、なっていないか分かりませんが、すみません。

#### 大熊会長

佐川さん、ということなのですけれども、いかがでしょうか。

#### 佐川委員

はい。

## 大熊会長

景観法を決める時も、もっと厳しくやるかとかいう議論もあったのですけれども、日本で最初に景観法が決まるという中で、あんまり厳しくしてもいけないというような議論もあったというふうに聞いておりますけれども、今後、徐々にそういったものがヨーロッパ的に、もっと厳しいものになっていく可能性はあるかもしれませんが、しばらく時間がかかるのかなという感じは、私は受けていますけれども。

その他、いかがでしょうか。

それでは、この2の議事に関しては、この程度にいたしまして、その他の方に移りたいと思います。事務局の方で、その他について何か用意してあるものはございますか。特にありませんか。

## 事務局

はい。ありません。

## 大熊会長

それでは、皆さんの方から、久しぶりの審議会ですし、新しくなられた方もたくさんいらっしゃいますし、広告関係と一緒にやるのは、これが初めてだったか、2回目だったか。初めてですね、確か。だからお互い、分からない所もあると思いますので、いろいろご意見、ご質問等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どんなことでも構いません。特に公募の委員の方には、是非いろいろ期待されてなられたと思うのですが、なかなかこの委員会が開かれなくて、ずっとしびれを切らしていたのではないかと思いますので、よろしくご発言の方、お願いいたします。はい、どうぞ西村先生。

## 西村委員

ちょうどいい機会ですので、時間もありますから、景観アドバイザーの去年の案件を少しご紹介しておきたいと思います。

## 大熊会長

今、西村先生が景観アドバイザーの委員ですか。

## 西村委員

座長です。景観アドバイザーではないのですが。去年の案件で一番特徴的なのは、この市役所の中に、駐車場が民営化されるというか外部委託される時に起こった看板の問題です。風致地区で、外部委託する際に、皆さんも今回使っていただいたと思いますが、駐車場の入り口のゲートの所に小さな、これくらいの外部業者の表示が出ていますけれども、実は最初は、これくらいって、議事録に残らないですね。

## 大熊会長

最初のは20センチの10センチくらいですね。

## 西村委員

1メートルくらいの大きなネオンの入った照明の入った看板をそれぞれのゲートの所、2箇所くらいですか、分館の所と本館の所の間の駐車場の茂みの所にぽこんと1個立てるといふのと、あと燕喜館の所に1個立てるといふのと提案が出ていて、風致地区の中に立てられない看板を立てるといふと、それは外部業者に委託するといふ、いろいろな交渉の中で、看板を許して看板の大きさを小さくしたり、色のコントロールをするか、風致地区としての基本を守るかで、かなり議論がされました。

結果として、やめてもらおうと。それはこの委託の業者さんは、日本全国に駐車場の運営をされているところなのですが、たくさん見ていて、探し当てたのは新横浜の駅のプリンスホテルの所の外部委託もされていて、そこは大きな看板が無くて、それくらいしか探し出せなかったのですが、無くてやっている所もあるといふのも探し出して、市役所の景観の担当の方たちが対応してくださっていて、大きな看板はやめてもらおうと。

今小さな看板は、駐車場の中で何か問題があった時の運営責任者としての表示だと考えましようといふことで、小さな20センチくらいの看板といふか、表示が出ております。それを交渉するのに2カ月くらいかかったのだと思います。それが1点です。

もう1点ありまして、これはまだ検討中の案件だと思いますけれども、榎谷小路にアーケードがかかります。このアーケードはいろいろな国からの補助金で計画されているアーケードで、そのデザインに関して、アドバイザー側から改善のアドバイスをしていますが、なかなかそれは建設プロセスとの兼ね合いで、かなり国からの予算やいろいろな交渉で、時間がタイトなので、なかなかデザインの変更ができない状況で、どうするかといふことで今、若干困っていますが、交渉中でございます。

どれも市役所が絡んでいる案件で、実は民間の方たちが実際に建築を建てるいろいろなものと、市役所の予算や市役所が中央からの補助金をもらって計画する案件と、景観の対象には2つあるわけですね、ざっくりいくとね。

その中で、景観アドバイザー側としては、市役所が絡んでいる、市役所が施主になったり、行為の主体者になったようなものは、できるだけ景観の条例を、市役所が持っている条例をフルで守って見本になるようにしたいといふのが、判断としては当たり前なのですが、そうしようとしていて、今年度出てきた案件では、その問題がきっともうちょっと我々としても整理しなければいけないし、景観側としてもできるだけ計画が立ち上がる前の段階で、景観アドバイザーに届け出を出す時といふのは、確認申請のほんの手前ですので、構造計算も終わっていたり、いろいろな予算の手当も終わっていて、大きな変更はできない状況で出てきますから、民間の建物の場合と、市役所のものとはそこで少し区別ができるのではないかと。もう少し早い段階でいろいろな相談ができるような状況を実現できたらいいなと、今は考えています。

景観の担当課の方たちも、年度ごとの予算が出てくる状況の中で、特徴的なもの、そして気を付けなければいけない案件といふのが多分分かるでしょうから、それを少しずつ拾い出していただいて、それぞれの担当課の方たちとアドバイザーが少し検討を重ねられるようなステージをつくっていくのがいいのではないかと今は考えています。

今年度はそんなことがありまして、少し景観アドバイザーのやり方といふか、手の出し方を市役所の案件に関しては、もう少し積極的にしていこうかなといふことを、少しアド

バイザーの中では考えております。以上です。

## 大熊会長

大変、いろいろなご苦勞をされているようですけれども、是非、市の内部ではなく、調整して早めはその辺が分かれば有り難いと思いますけれども、皆さんの方から、今の西村先生のお話に対して、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが。

それ以外でも結構ですので、どんなことでもよろしいのでお願いしたいと思います。いかがでしょう。はい、中村さん。

## 中村委員

中村です。西村先生のご意見に対してではないのですが、特別区域に関してなのですが、万代橋というか本川大橋の下流が特別区域ということなのですが、それは地域が特別区域指定に向けて動かないと、特別区域にならないわけですよ。本川大橋の下流というのはかなり広い範囲だと思うのですが、これは特別区域にするに当たって、どういうふうに動いたのかというのが、私、屋外広告物だったので、景観に関してあんまり勉強してこなかったのによく分からないのですが、それをちょっと教えていただきたいなと思うのですが。二葉町というのは分かります。地域が動いているのだらうというのは感覚的には分かるのですが、本線大橋の下流というのはかなり広い地域で、いろいろな性格があるのではないかなと思うのですよね。

勿論、アイデンティティとしては信濃川の下流、しかも新潟島に沿ったような場所ということは大変だという考え方はきっとあるのかもしれませんが、いろいろな自治会とかが関わっているし、いろいろな事業者とか、そういったところを調整するというのは非常に大変だったのではないかなと思うのですが。私、本線大橋よりちょっとだけ上流に住んでまして、本線大橋から約200メートルから300メートルくらいの所なのです。そこはもう、特別地域ではないということになるので、ちなみに国の合同庁舎を今つくっているのですが、こういった大規模開発というものが地域住民に与える影響ってすごく大きいと思うのですが、国の合同庁舎というのは地域ではないのでしょうかね、住民がいないのですよね。そういった場合に、地域の方がどう関われるかということと関連して、万代橋の周辺にマンションがたくさん建っていますが、このマンションというのも考えてみれば大規模開発みたいなものではないかなと思うのです。影響を受ける地域の人およびその地域だけではないですよ、新潟市民全員が影響を受ける可能性のある大規模な開発なわけですよ。

そういった場合に、地域および新潟市民も具体的にそういった開発にどう提言できるかとか、あるいは特別区域にどう関われるかとか、その地域、二葉町みたいに狭い範囲だけではなくて、新潟市民が特別区域にどう働きかけられるとか、特別区域に指定する働きをするとかということ、もうちょっとやりやすくしていただきたいと思います。

ちょっととりとめもなかったのですが、まだまだ景観に関してあまり勉強はしていないので、私、写真を撮っているの、割と感覚的にはおかしいなと思うことはたくさんあるのですが、ちょっと法律とか規制とか、そういったことに関して、まだまだ勉強不

足なので、これからちょっと勉強したいと思うのですが。

あと屋外広告物は規制ということで、景観とは別立てだったということなのですが、屋外広告物が一緒になったということは、景観と一緒にになったということは、屋外広告物も景観の一部としてつくっていくということと考えていいのかどうですね。

良好な景観をつくっていくという観点から、屋外広告物を考えると、もうちょっと良い広告物をつくり出していくために、我々こういった審議会がもっと積極的に働きかけをしていく必要があるのではないかなと思うのですが、ちょっと意見でした。

## 大熊会長

今のご質問に関して、事務局の方から何かご回答があればお願いいたします。

## 中村委員

すみません、その特別区域に関して、本川大橋下流地域ですね、どういう経緯で特別区域になったのかということをお教えいただきたいと思うのですよね、まず。

## 近松住環境政策課長

私も、なかなか詳しい経緯までは、去年の4月からということで、なかなか存じ上げておりませんが、スライドでの説明の中でもあったように、いろいろなものが万代橋周辺、特に周辺だと思うのですが、そういう信濃川沿いに高い建物が非常にどんどん建っていくという流れの中で、やはりその景観というのはどうやったらいいのかなという流れの中で、やっぱり既存の建物の高さを見た時に、50メートルくらいだよという流れの中で、とにかく50メートルでとりあえず抑えておこうということがあったのかなという気持ちは、そんなことで、特別区域という形で、恐らくこれは行政サイドの主導だったと思いますけれども、そういうところで、まず特別区域として定めたということだと思います。

ただ、これ住民の方々が色濃く関与をしている部分もあったとは思いますが、どちらかというと、行政サイドで区域等も決めていったのかなということが考えられます。

それで、スライドで説明したように、きめ細やかなという、そういうものをつくっていかねばいけないよねという課題が、そこにまだ残っていますよということで、大まかなところはそこで地域として、こういう方向というのは決めたわけですが、ただ、地域として非常に広い、いろいろなパターンを持った地域ですので、もっと地域ごとに違うのではないのか、それから本当はこういう形のものがいいよねという、もう一回きめ細かな部分でどういう物をつくろうという議論は必要なのではないかということで、それで今、正に協議会みたいなものを立ち上げつつあり、お話し合いをしていこうかなという段階にあるというところです。

だから、まだまだ信濃川本川大橋下流については、これからも動いていくという、これからは皆さんとの話し合いが進んでいく地域かなと思っています。

そこで、いろいろな区域に分断されながらも、いろいろなまた特別区域が発生してくる可能性があるかなと考えています。

多分、回答にはなっていないと思いますが、すみません。

## 中村委員

具体的に、新潟市がどういうふうに関わったかというのは、市民の活動を受けてということだと思っておりますが、これだけ広い範囲ですから、市民の活動だけではない、特定の市民の方の活動だけではないような気がするので、もうちょっと希望としては広げて考えていただいてもいいのではないかなというのは、本線大橋ちょっと上流に住んでいる私の個人的な意見もありますけれども、信濃川というのはもっともっと長大なわけで、新潟市で言うともっと何十キロかあるわけですよ。

だから、今後新潟市さんはその主体的に関わることは、先ほどあまり無いということはおっしゃっていましたが、できるだけ主体的に関わっていただきたいなどは、新潟市の職員の方の中に、まちづくりにかなり関わっていらっしゃる方はいらっしゃると思うので、そういった方々をもっと引っ張り出してきて、計画および理想とか、新潟市の景観を良くするための理想みたいなものを、もっともっと語って提案、提言していただきたいなどは思うのですが。というのは、我々市民はなかなか立ち上がらないのですよね。言いにくいのですよね。やっぱり財産権とか調整するのが大変だったり、現に今やっている仕事が大変だから、とてもそんな暇ないよと、例えばの話で。そんなことで、本当はもっと守ったり風景をつくっていききたいなと思っている方がいらっしゃるのではないかなと思うのですが、なかなかきっかけ作りを、私個人もそんなにやっていないし、例えば合同庁舎なんか、なんで知らないうちに建っているわけですよ。

ちょっと愚痴っぽくなりますけど、やっぱりそういう動きを発見するというのも大事だし、新潟はこうあるべきだという理想論をつくっていただきたいなと思うのですが。

あと景観の理念を書いたような所があるのですよ。もうちょっと格調の高い文章にしていきたいなと思うのですよね、個人的に。何というのですか、理想、理念はもっと格調の高さが必要で、みんなが、ああそうだなと思うような書き方にしていきたいなと思うのですよね。法律は別だと思うのですが、条例、法律は別ですが。ちょっとこれも感覚的な意見でした。ですから、もうちょっと文学的な表現を目指していただきたいと思うのですが、どんなものなのでしょうね、そういうものは。すみません、素人っぽい意見で。

## 近松住環境政策課長

いえいえ、ありがとうございました。

中村委員のお話の中で、行政もきっかけづくりとか、そういう場づくり、そういうものについては、どんどんやっていきたいと思っております。そういうものをつくった中で、また中村委員とか皆さんの言葉を、その中にいただければいいのかなと思っておりますので、中村委員からのご提言も受けまして、いろいろ動いてみたいと考えております。

それから一つ、文章ですけれども、私も景観計画の文章を読みましたが、行政の文章にしては、まあちょっと気持ちが表れていい文章かなという気分も、ちょっとしていたのですけれども、確かに景観法に基づく計画なので、なかなか、確かに文学的な格調とか歴史とか風土といったものを、身近に感じさせるような表現ではないかと思っております、それはそれとして、また評価できるかなと私は思っております。



他の部分で、表に出していく時は、中村委員にもご相談して、格調高いものにしていきたいと思います。

## 大熊会長

いろいろご意見ありがとうございました。

この信濃川沿いの100メートルの区域の特別区域にするというのは、地域の方からも強い意見がかなりありましたし、それから、審議会委員の中からもいろいろかなり意見がたくさんありました。そういう中で、私から見てもちょっと市が主導的にやったのかなという感じは持っております。

ただ、中村さんの住んでおられる所まで今後延ばせということをやられているのだろーと思えますけれども、その辺は是非、中村さんがまずは町内会で頑張っていただくのが早いのかなという気もします。

あと、高石さんがいるのでちょっと言いにくいのですが、国がつくっている建物も決していい建物ではないですよ。予算のせいかもしれませんが、景観的に見ていいかなというと、何かのっぺらぼうだったり、いろいろな形で、もうちょっといいものを作ってほしいなという気持ちは私もいつも感じているのですが、その辺に、あそこが特別区域に入れば、いろいろ意見が言えるのかなということも感じます。

正直言って、行政がつくるいろいろなものは、悪いのが多いような気がしますので、先ほど市の方でいろいろ、これから積極的にやろうと言っていますけれども、是非それは国、県、市全部含めて私は感じているところで、言うとき予算の問題だと言われるのですが、もうちょっと考えていく必要があるのかなと常々思っていますので、何かうまくその辺が誘導するという言葉は良くないのかもしれませんが、うまく仕組みができればなどは思っておりますので、事務局もよろしくご検討のほど、お願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

## 篠田委員

篠田です。ちょっと言葉じりを捉えたようなあれで申し訳ないのですが、多分、屋外広告物の時も、附属機関設置条例に基づいてみんなできているというモデル約款で、同じ規則になっていると思うのですが、新潟市景観審議会規則の第5条、「審議会の会議は会長が招集し、その議長となる」となっていますが、必ず任期明けの第1回目、会長が招集できないわけですよ、今回もそうなのですか。

これは、このようになっているのだけど、事務局が招集するこの会議の正当性って、どう説明するのですか。

このとおり解釈すれば、招集権がないということになりますので、何か逃げておかないと、うるさいことを言う奴が出てくると、必ず2年に1回、任期明けの第1回の会議の招集は事務局がせざるを得ないという現実があるわけですから、こんな言葉じりのような話になるのですが。いかがですか。

## 近松住環境政策課長

私もそうだと思いますので、善処したいと思います。直します。

### 大熊会長

今回も、私は単なる委員として、もうちょっと早く開けませんかということ、ちょっと別な時にお会いした時に言ったこともあります。

### 篠田委員

多分、付則等で相当細かいことまで書いてあるので、ある時期だけ委員が4人多かった。これは多分、合併した当時の公募委員の関係だと思うのだけれども、そこまで細かく書いているのに、おおもとで非常に会議の成立を疑わせるようなことは、やっぱり除いておいた方がいいと思います。

### 大熊会長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

### 高松委員

高松でございます。先ほど、中村委員の方からもご意見ございましたけれども、屋外広告物、景観の構成要素としては、かなり影響が大きいとっておりますので、このたび統合されたということは、本来であればもう少し早くかなとは思ってございましたけれども、非常にいいことかなと思っております。

それで、市民への啓発も含めてなのですけれども、来年度、景観賞を予算を付けてというお話がございましたけれども、その中に、先ほど加藤委員の方から、広告物もというお話がありました。

多分、別にといいご意見だったかもしれないのですが、予算がまた付くか付かないかということもございまして、景観賞の中に、本来ならば広告物、要するに広告という部分ですよね、そこのジャンルも設けてはいかがかなと。そうすれば、予算若干上乘せするくらいで済むのかなという感じを受けます。離す必要があるかどうかということよりも、統合させてやはり市民に広告も景観の構成要素の一部だよということを、啓発していった方がよろしいのではないかなと思いました。

### 大熊会長

今の点、よろしいですか。

### 近松住環境政策課長

ありがとうございました。いい助言をいただきましたので、そういうのを参考にして進めたいと思います。

### 大熊会長

その他、いかがでしょうか。

無ければ私から、ちょっと1点、提案というか今後検討してほしいなと思うところが1つあります。

それは、最近非常に高い建物ができてきて、上から眺めることが非常に多くなってきていて、ある東京から来た人に高い所から見ると、新潟の屋上は汚いねということ一度言われたこともございます。広告もいくつかあるといったようなことも含めて、今後これだけ高い建物ができてきた時に、高い所から見た景観というのを一度きちんと調査して、評価して、どんなふうに行ったらいいのかというのは考えておいた方がいいのではないのかなと思います。

特に、広告関係も今後、そういうことを頭に入れながら、広告を出していくと。上から見た時に逆に良い広告があれば、それも大変面白いことになるのかなと思いますので、その辺ちょっと今後の検討の中の一つに入れていただけたらなということで、発言させていただきました。

その他、いかがでしょうか。はい、山中さん。

### 山中委員

山中ですけれども、今の会長の意見と、その前の高松さんの意見等聞いて、私、新潟に赴任する前、関東の方で景観審議会の委員をやっていて、その時やっぱり景観賞をどうするかという議論が相当問われた審議会がありまして、いわゆる建築デザイン賞と景観賞は違うだろうと。それから、多分広告物のデザイン賞と景観賞も違うのだろうと思うのですね。

私、存じ上げませんので、多分新潟市の景観賞を仮に来年度以降やるとしたら、そういった所のいわゆる審査基準というのかな、景観賞としてのデザインの在り方と、単独のデザインの在り方の違いを明確にして、例えば上空から見るとか、周辺と一体として見るとか、そういうことというのはすごく問われると思うので、それも既にお考えだと思うのですけれども、そういうことが議論された場において、相当改善をそこはしたのですけれども、ちょっと思い付いたので、一言だけ。

### 大熊会長

その時は是非、いろいろ知恵をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中村さん、どうぞ。

### 中村委員

日本の広告に対する文学的なものってあると思うのですが、例えばヨーロッパとだいぶ違うのではないかなという気はするのですけれども、屋外広告物って景観の一部で、建物の一部だと思うのですよね。そういう点では、もう一緒に論じることによって、一体化した景観、風景として育てていくようなきっかけになるような気がするのですよね。

いくら、広告物が単独で良くても景観にマッチしないということは、今、おっしゃっていただいているのですが、マッチしないとか、そぐわないとかということはあると思うので、そういう視点を加えて、景観賞をやっていく必要があるのではないかなと思うのですね。

取って付けたような広告というのが結構多いと思うので、改めて考えてみると、新潟だけではなく日本全国、きっとそうではないかなという気がするのですよね。もっと一体化

したものとして考えていってほしいなという希望があります。

### 大熊会長

私がいつも感じるのは、例えば室内でやるいろいろな講演会や何かの垂れ幕や何かも、日本はすごく大きいですよ。外国に行った時のシンポジウムや何かに参加すると、こんなに小さい看板しか無いのですよね。それで皆さんいいと思っている。日本は、ものすごくシンポジウムなんかでも、大きい看板を掲げて、あれも看板の業者さんにはそれなりの収入になっているかもしれませんが、少し日本人はああいうものが大き過ぎるというのは、常々感じますよね。

我々の文化度というか、広告に対する文化度みたいなことが、まだはっきりしていないのかな。主張型なのかもしれませんね。周りとうまくマッチして、物事を進めていくというよりも、まだまだ俺が俺がという感じがあるのかなという印象はちょっと思っていますけれども、今後その辺、もうちょっと深く考えて、日本全体で考えていく必要があるのかなといった気もしております。

### 中村委員

道路標識も大きすぎますよね。

### 大熊会長

正直言って、「信濃川 国交省」というのは最近なくなりましたが、ああいう看板もちょっと大き過ぎる気は。道路標識は、なかなかあれも難しいですけどね。大事な所なので、道路標識の大きさとか、色とかいうのは、一概に言えないですけど、川の方の信濃川だとか阿賀野川だとかいう看板があるのですけれども、あれもなかなかあそこまで大きいのが必要なのかなと思ったりすることもあります。

ただ、私はよく列車で川を渡る時、何川なのかとチェックしたいもので、看板があるのは大いに賛成なのですけどね、なかなかその辺、自分自身矛盾した感じは持っておりますけど。いかがでしょう。

### 高松委員

先ほど、山中委員のお話にあった景観賞の、具体的にってからのお話でしょうけれども、審査基準というお話がございました。

私、全国ネットで二十何年やっている景観賞 10 選というものの審査員もしたことがあるのですが、そこではやはり審査基準もそうなのですが、応募基準というのを、公募ですね。それが大事かなと思っておりまして、先ほどのお話のように、建物単体、広告物単体になってしまうケースが多いのですね、写真で出していただく。ですから、その周辺の景色まで含めた四方ですよ、それも入れた応募基準というのでしょうか、提出物ですけれども、そこまでいかないと、ちょっと審査だけでは難しいというのが現状にございます。具体的なお話ですみませんが。

### 大熊会長

貴重なご意見ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。安田さん、どうぞ。

### 安田委員

まちづくり学校の安田です。市民参加の推進という視点からの質問なのですが、先ほど景観アドバイザー制度について、西村先生から2件お話をいただいたのですが、年間160件程度も相談があるということで、この内訳として、市民からの相談というのがどれくらいあるのかということが1つと、景観形成推進組織についても先ほどご説明いただきました。巻の事例をご紹介いただきましたが、恐らくここは巻の地区コミュニティ協議会が一生懸命まちづくり活動をされていて、そういったコミュニティ協議会の活動から生まれてくるような、こういったニーズが出てくるのではないかなと思うのですが、コミュニティ協議会へ直接こういった組織を立ち上げる時は助成しますよといったような行政からの働きかけが、今あるのかどうか教えていただきたいなと思います。

### 事務局

年間約160件程度のアドバイザー相談の案件のうち、まず景観法に基づく届出を審査いただく件数が概ね110件から120件で、実は大半を占めております。

あとは、屋外広告物、大規模なもの、高さが高いものに対する事前協議がだいたい三、四十件ほど。あと、任意で事前にご相談いただくものがトータルで、特別地区のものとの相談が合わせて10件程度という割合です。

ですので、任意の相談は非常に勿論大歓迎ではあるのですが、まだ件数としては増えていなくて、手続き上関わっていただいているという件数が多くなっております。

あと、景観推進組織等、地域の周知の問題ですけれども、今お話があったコミュニティ協議会への宣伝ですね、逆にご提案いただいておりますので、それをしていきたいと思っております。ありがとうございます。他のチャンネルも使いながら、どんどんアピールしていかなければいけないことだと思っておりますので、何かの機会に宣伝していただくとまた助かりますし、ご提案いただければ、我々も一生懸命動いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

### 大熊会長

アドバイザーの件ですけど、160件だと年間忙しくてしょうがないですね。黒野先生も前やっておられましたよね。西村先生も何回目かだと思っておりますけれども、忙しさはどんな程度なのですか。大変だなとは思っていたんですけど。

### 西村委員

基本的にはアドバイスをしなくても、届出として成立しているものがあるので、先ほど2件ありましたけど、基本的にはアドバイザーが深く関わらなくても届け出自体が適正で、ちゃんとしているものについては、これは大丈夫ですねということで、かなり処理は早く進みます。でも、先ほど2件ありましたけれども、ああいう提案者の方とアドバイザーがかなりしっかりネゴシエーションを何回も何回もしながら、着地点を探していくという案件が出てきますので、それに対してどうやって力を注ぐかということになると思います。

ですから、力の注ぎ方を分けながらやっていかなければいけないということです。

#### 大熊会長

ご苦労様と言うしかありません。

#### 西村委員

それで、先ほど2つ案件をご紹介したのは、アドバイザーはそういうふうを考えていると、この審議会ですらそれをできたら支えていただきたいとか。市役所の中やいろいろな国との関係で案件が上がってきた時に、もう本当に厳しい状況の中で、進められていますので、変更する余地は本当にマージンが少ない。その少ないマージンの中でやらなければいけないことと、建物や看板自体のプロセスだけではなくて、今回の風致地区の看板なんかですと、市役所の駐車場を引き受けてもらういろいろな関係の中で、状況をどうするかということが決まっていくので、景観だけの問題ではなくなるので、そういうことを含めて、どうやって新潟市全体の景観を作っていくかということに関しては、随分とこの審議会が主導的な方向を示すということが大事なのだと思っています。

#### 大熊会長

わかりました。

時間もだいぶ経ちまして、皆さんいろいろご議論をいただいて、大変活発であったということで、嬉しく思っておりますけれども、折角ですから、公募委員の石塚さんと長澤さんからも一言是非いただきたいと思うので、お願いいたします。何でも結構です。感想でも結構です。石塚さんからお願いします。

#### 石塚委員

中村委員のおっしゃったように、広告も周りの景観とマッチしないと、例えば観光客が来て、万代橋から周りを見た時に、広告がマッチしていないとやっぱり景色そのものが美しくないと思うのですよね。だから、そういう意味で広告も景観にマッチするような作りに持っていった方が良くと思います。

#### 大熊会長

ありがとうございます。長澤さん、いかがでしょう。

#### 長澤委員

公募委員の長澤です。ちょっと質問なのですけれども、開港5都市景観まちづくり会議というものがあつたのですけど、これは開港、すみません、ちょっと忘れてしまったのですけど、何周年を視野に入れたものでもあるのでしょうか。

#### 大熊会長

確か150周年ですかね、開港ね。その辺、回答をお願いします。

### 近松住環境政策課長

開港5都市については、私が話すよりも高松委員が話した方が適切なのかなという部分がございますので、長く参加して、主体的にいただいておりますので、高松委員の方から一言お願いしたいと思います。

### 高松委員

ご指命をいただいておりますので、私も正直申しますと、今、会長をさせていただいているのですが、景観ネットワークのですね。最初からでないものですから、最初の立ち上がりというものがよく理解が十分でない所があるのですけれども、開港5都市という会議が開かれた時に、新潟だけ入っていないということから、新潟も開港5都市の中に入っているのではないかとということで、参加を始めたというのを伺っております。

5都市が持ち回り制で、今までは毎年という形になるのですけれども、ですから5年に一度、新潟も開催地ということになるのですね。これは、各5都市がいろいろと前回から5年かけてのまちの発展のために、いろいろと尽力を尽くしてきたこととか、美しいまちなみ、また市民との関わりとか、いろいろなことを盛り込みまして、イベントが3日間くらいで行われるのですね。

今年は長崎が担当になっておりまして、来年、順番なのですけれども、来年は新潟で開催するというので、これから実行委員会も立ち上げてまして、来年に向けていろいろな企画を練っていくことになるのですけれども、これは本当に景観ネットだけができるものではなく、やはり市民の方たちにも盛り上げていただきたいなということと、広く開港5都市だけではなくて、新潟の景観というものに対して関心を持っていただきたいなということで、景観講座なんかもやっている会ではあるのですけれども、そんなことをちょっと宣伝不足もありまして、周知されていないところが多々あるかなということ、私自身も感じ取っているところがございますので、今年度これは決定いたしましたので、まだ広報には公には上がっていないのですけれども、亀田の地で景観講座という、市民を巻き込みまして景観講座を今年度の最後にやりたいと思っておりますので、そこでまた、かなりの宣伝をさせていただこうかなと思っております。

一応、事務局は市が窓口になっておりますので、是非ご参加いただけたら有り難いなと思っております。

### 大熊会長

よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。まだご発言いただいている方もありませんが。

あと12時まで3分ということですので、本当に今日は活発なご議論、大変ありがとうございました。私の司会は、これで終わりたいと思います。最後、事務局にお願いいたします。

### 近松住環境政策課長

皆さん長時間にわたり、いろいろなご意見をありがとうございました。

私たちも、今いただいたご意見、非常に参考になるご意見がたくさんございました。

これから、私たち事業を進めていく中で、是非取り入れていきたいと考えております。私たちがちゃんと仕事をすると、この審議会もあと年に2回とかくらいの開催が見込めると思いますので、私たちも一生懸命仕事をさせていただいて、また皆さんの意見を聞ける機会を持ちたいと思っておりますし、またこういう審議会の席上でもなくても、いろいろなご意見をお持ちの方、あるいはデザインとか、そういう参考になるようなご意見を伺えそうな感じがしますので、審議会の場ではなくても、皆さんの方にまたご連絡等そういうご意見をいただくという機会も作っていききたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今日は、大変ありがとうございました。